

結果および提言

クリーンウッド法に基づく木材調達にあたっての合法性確認の実態アンケート(第2回)

2021年5月21日公表 (2021年12月6日一部修正)

フェアウッド・パートナーズ(地球・人間環境フォーラム/国際環境 NGO FoE Japan)

はじめに

フェアウッド・パートナーズでは、世界の森林保全に貢献するために、伐採地やその流通加工工程で環境・ 社会に大きな負荷がかからない持続可能な木材調達を日本で広める活動を 2002 年より展開しています。その 活動の一環として、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(クリーンウッド法)」の実施状況に 注目し、国等への提言活動や事業者向けの情報提供を行っています。

クリーンウッド法は木材を取り扱う事業者に合法性確認、いわゆるデューデリジェンス(DD)を求めることで合法性の確認された木材の利用促進を図るものです。木材の輸入や輸出、または国産丸太調達を行う事業者を第一種木材関連事業者(以下、第一種事業者)、木材の加工、製造、販売を行う事業者を第二種木材関連事業者と分類し、第一種事業者には、より詳細な DD の実施が求められています。この法の効果を最大限に高めていくためには、第一種事業者による適切な DD 実施がカギとなるため、登録した第一種事業者を対象に、法に基づく合法性確認の実態把握をすべく、2019 年に引き続き、合法性確認に関する実態アンケートを実施しました。

I. アンケート調査方法

- ○調査期間: 2020 年 9 月 30 日~2021 年 1 月 21 日
- ○調査方法: クリーンウッド法に基づき第一種事業について登録した第一種事業者 442 187 社 (2020 年 5 月 30 日現在) に対し、郵送またウェブページ上での回答方法によるアンケート調査を行った。さらに、アンケート回収後、いくつかの事業者に個別メールおよび電話により聞き取り調査を行った。
- ○有効回答数:72 (回収率 38.516.3%)

Ⅲ. アンケート結果と考察¹

1. 合法性の確認を行う責任者の役職が取締役以上の事業者の割合増(問1-2)。

合法性確認を行う責任者の役職について質問したところ、取締役以上との回答が30事業者(41.7%)、取締役未満が39事業者(54.2%)、特に定めていないが2事業者(2.8%)だった。前回アンケートでは取締役以上が33.3%で、今回その割合は増えており、合法性確認を行うことの重要性が組織内で広まっている傾向が見られた。

2. 事業者による合法性確認やリスク評価のばらつき (問 2-1~2-3)

合法性確認措置について、入手している書類・情報、合法性確認または合法性担保の方法などについて質問したところ、以下のような傾向が見られた。

(1)「書類を入手すれば合法性確認は十分」が50%

サプライチェーンの一つ手前の調達先から書類等を入手すれば合法性確認を行ったことになる(その他の

¹ アンケート結果の詳細については別にまとめている。フェアウッド・パートナーズのウェブサイトを参照のこと。



方法による合法性確認は必要ない)との考え方の事業者が 36 事業者 (50%) だった (内訳:輸入材²のみ 6、輸入材・国産材取扱い 9、国産材のみ 21)。特にこれに該当する輸入材のみ取扱事業者は、その信頼性・ 妥当性の判断において「調達先のリスク情報」や「法令の確認」の確認にとどまっており、「CPI (汚職腐敗 指数) や世界ガバナンス指標 | や「伐採地の違法リスク情報 | までは考慮していなかった。

(2) 輸入材のみ取扱事業者で、より詳細な合法性確認・担保の傾向あり

(1)以外の合法性確認・担保のため、複数の方法を採用している 36 事業者(内訳:輸入材のみ 15、輸入材・国産材取扱い9、国産材のみ 12)において、その確認方法は「伐採地や現地工場訪問」、「森林認証材の調達増」の採用が多かった(図 1)。また特に輸入材のみ取り扱い事業者でこの二つの採用率が高く(それぞれ 93.3%と 86.7%)、これらの方法を適切な合法性確認・担保において重要視していると考えられる。

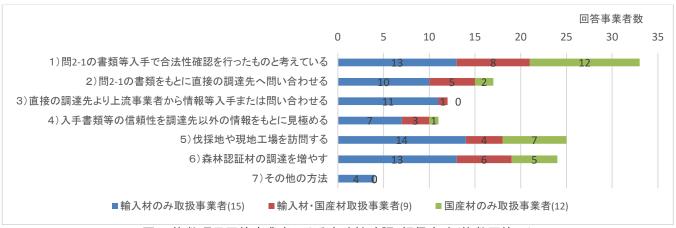


図 1:複数項目回答事業者による合法性確認・担保方法(複数回答可)

(3)輸入材のみ取扱事業者で、入手書類の信頼性等の判断においてさまざまなリスク情報の考慮も(問 2-3) 入手した書類・情報の信頼性や妥当性の判断材料(リスク評価)に関して、回答した事業者全体で一つ以上の項目を採用していると回答した事業者は 63 事業者、無回答が 9 事業者だった(内訳:輸入材のみ 1、国産材のみ 8)。その他を含む 6 項目のうち採用率が高かったのは、「調達先に関する違法リスク情報」、「入手書類の根拠となる法令等」で、それぞれ 39 事業者(回答 63 の 61.9%)、35 事業者(同 55.6%)となっていた(図 2)。特に輸入材のみ取扱事業者においては、いずれの項目も一様に選択していて、入手した書類・情報の信頼性・妥当性について、さまざまなリスク情報を組み合わせて判断していると考えられる。

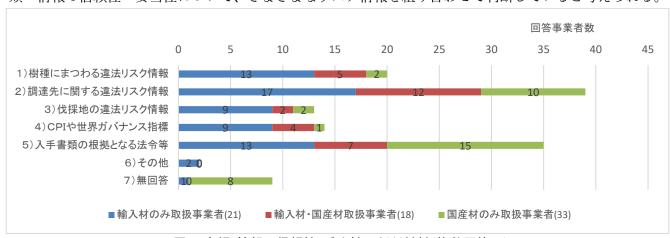


図 2:書類・情報の信頼性・妥当性の判断材料(複数回答可)

-

² 事業者に配布したアンケート票では「海外産材」と表記していたものを「輸入材」に変更した。



(4) 「合法性確認できた/確認に至らなかった| 量が不明(問 2-5~2-8)

合法性確認できたものと確認に至らなかったものの量を回答した事業者は 65 事業者 (輸入材のみ 20、輸入材・国産材 15、国産材のみ 30) であった。無回答であった 7 事業者のうち 1 事業者は組織として量を把握していなかった。

違法リスクは長いサプライチェーンのいずれの段階においても潜んでおり、トレーサビリティの確認は合法性確認・担保において最低限必要な行為である。その観点において一つ手前の調達先から書類を入手するだけで、その書類の記載内容の詳細な確認や周辺情報の収集等の行為なしに合法性の確認は十分との考えは、リスク管理措置として適切とは言い難い。他方、輸入材のみ取扱事業者においては、時間とコストをかけて適切な合法性確認・担保に努めている傾向も見られ、リスク管理についての一定の認識や理解が進んでいると考えられる。しかしながら、調達材全量で合法性が確認できたのか、確認に至らなかったのかを明確にするという第一種事業者として最低限の行為が約 10%の事業者のあいだで徹底されておらず、事業者登録制度そのものの質が問われる問題である。

3. 法の理解が不十分(問 2-1、2-9)

が見られず、法の理解が不十分だと考えられる。

合法性確認のために入手している書類や情報について、クリーンウッド法(第6条1項)に基づき第一種事業者として入手が求められている6項目から品目を除く5項目(樹種、伐採国・地域、重量等、調達先)を設問として質問をした(図3)。回答した事業者全体において、「関連書類の入手(項目5)」については70事業者(97.2%)と多くの回答が見られたが、他の項目については「樹種名(項目1)」が55事業者(76.4%)、「伐採国・地域(項目2)」が56事業者(77.8%)、「重量等(項目3)」が60事業者(83.3%)、「調達先(項

目 4)」が 50 事業者 (69.4%) との回答だった。 クリーンウッド法において、それら 5 項目の確認は必須とされているが、昨年同様、結果からはその傾向

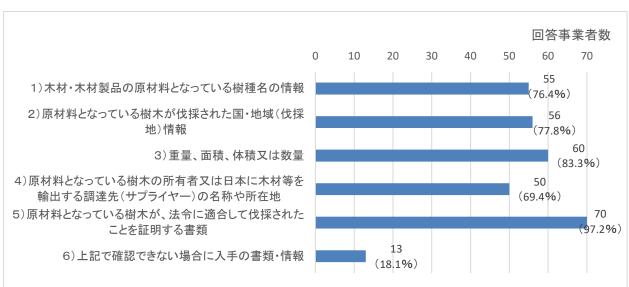


図 3: 合法性確認のために入手している書類・情報(N=72、複数回答可)



Ⅲ. 提言

私たちは、クリーンウッド法設立の背景や経緯を踏まえた日本の違法伐採対策の一環として本来目指すべき 「日本市場から違法伐採リスクの高い木材を排除する」という目標を達成するために、同法の効果を最大限に 高める適切な執行を求めています。以下、今回のアンケート結果から2点を提言します。

① 国は合法性確認のための詳細な判断基準・方法を示すべき

合法性確認において事業者により対応が大きく異なっているのは(結果 2)、現行のクリーンウッド法のもとで、合法性確認のための判断基準やその方法、リスクに対する考え方や対応について説明が不足していることが一因と考えられる。国は、合法伐採木材等利用のために必要な判断基準の詳細やリスクに対する考え方などについて、クリーンウッドナビ等を通して分かりやすいかたちで示すべきである。これにより、木材関連事業者による合法性確認の質の向上を図り、速やかに違法伐採木材や非持続可能な木材など望ましくない木材流通を減じることが期待される。

② 国は合法性確認に至らなかった木材の措置について期限や数値目標を設けるべき

事業者の合法性確認行為の不十分さやその内容の理解不足は(結果 3)、クリーンウッド法が違法伐採木材を含む合法性確認に至らなかった木材の取扱いを許したままにしていることが一因と考えられる。事業者に適切な理解と対応を求めるためには、法に関する普及促進施策にとどまらず、合法性確認に至らなかった木材の取扱いについて、明確な期限や数値目標を設け、事業者の関心を高めることが不可欠である。これにより国際社会における日本の違法伐採対策と取り扱われている木材・木材製品の信頼性が向上することが期待される。